

一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人近畿貸切バス適正化センター（以下「適正化機関」という。）が、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条の3及び第43条の10の各号に定める事業（以下「適正化事業」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって適正化事業の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適正化事業)

第2条 適正化機関が実施する適正化事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- 一 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導
- 二 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発行為
- 三 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
- 四 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
- 五 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修
- 六 駐車場その他の貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
- 七 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業区域)

第3条 適正化機関の事業区域は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県とする。

(業務時間)

第4条 適正化事業を行う時間は、次条に掲げる休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

- 2 適正化事業を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、前項の規定によらないことができる。

(休日)

第5条 休日は、次の各号のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの間）

（適正化事業を行う事務所）

第6条 適正化事業を行う事務所（以下「事務所」という。）は、大阪府寝屋川市高宮栄町12-11に置く。

第2章 適正化事業の実施の方法

（適正化事業の実施方針）

第7条 適正化機関は、法及び法に基づく命令（告示を含む。）若しくはこれらに基づく処分及び認可に付された条件並びにこの規程（以下「命令等」という。）に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、適正化事業を適確に実施するものとする。

（首席適正化事業指導員の配置）

- 第8条 適正化機関は、適正化事業に関する事務及び一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会（法第43条の17第1項に定める一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会をいう。）への諮問に関する事務（以下本条において「適正化事業に関する事務等」という。）を所掌させるため、首席適正化事業指導員を置く。
- 2 適正化機関は、首席適正化事業指導員に適正化事業に関する事務等を統括させる。
 - 3 首席適正化事業指導員は、第9条に規定する適正化事業指導員の中から会長（法第43条の2に定める適正化機関の代表者をいう。以下同じ。）が任命する。

（適正化事業指導員の配置）

第9条 適正化事業のうち法第43条の3第1号及び第2号に掲げる業務の実施にあたり、同業務を公正かつ円滑に遂行するため、職員の中から、同事業に従事する専任の職員（以下「適正化事業指導員」という。）を選任し、配置するものとする。

（適正化事業指導員の職務）

- 第10条 適正化事業指導員は、適正化事業の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を執行しなければならない。
- 2 適正化事業指導員は、適正化事業に係る職務の執行上の独立性及び公正性を確保するため、適正化事業に関して、適正化機関以外の者から指示又は報酬を受けてはならない。

(適正化事業指導員の解任)

第11条 適正化事業指導員は次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- 一 法第43条の20第1項各号の規定により国土交通大臣が適正化機関に対して適正化機関の指定を取り消したとき
- 二 退職し、又は解職されたとき
- 三 長期にわたる病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき
- 四 法令等に違反した場合において、その職務を行わせることが不適切と代表者が判断したとき

第3章 書類の管理に関する事項

(書類及び帳簿の保存及び管理方法)

第12条 適正化機関は、法第43条の3及び第43条の10の各号に定める事業に関して、作成した書類を適正に管理し、作成の日から5年間保存する。

2 適正化機関は、負担金（法第43条の15に定める負担金をいう。以下同じ。）に関して、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成する。

- 一 負担金を納付すべき一般貸切旅客自動車運送事業者の名称
- 二 前項に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者ごとの負担金の額
- 三 第二号に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者ごとの負担金の納付の年月日

3 適正化機関は、第1項に掲げる書類、第2項各号に掲げる帳簿及び第23条第1項各号に掲げる書類（以下「帳簿等」という。）を備え付ける。

4 前項の帳簿等は適正に管理し、起債の日から5年間保存する。

5 前項の場合において、電磁的方法により作成した帳簿等は、電磁的記録媒体により保存する。

6 一般貸切旅客自動車運送事業者及び国土交通大臣から提出された書類等は、これを受け付けた日から5年間保存する。

第4章 適正化諮問委員会

(一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会の設置等)

第13条 適正化機関は、諮問委員会を設置する。

2 諮問委員会は、代表者の諮問に応じ、負担金の額及び徴収方法その他適正化事業の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関して必要と認める意見を代表者に述べるものとする。

(委員の任命及び解任)

第14条 諮問委員会の委員は、一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客のうちから、国土交通大臣の認可を受けて代表者が任命する。

2 委員が次の各号の一に該当するときは、代表者は当該委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、代表者が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(議事)

第17条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、適正化機関において行う。

(委員会の運営方法)

第19条 この規程に定めるもののほか、諮問委員会運営規程を別に定める場合は、委員会の運営に関し必要な事項は、諮問委員会運営規程による。

第5章 役員

(役員を選任及び解任)

第20条 適正化機関は、適正化事業に従事する役員を置く。

2 役員は、定款に定めるところにより、評議員会でこれを選任する。

3 役員が次の各号の一に該当するときは、定款に定めるところにより、評議員会の議決で当該役員を解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

4 前2項により、役員を選任又は解任しようとするときは、法第43条の18に定めるところにより、国土交通大臣に認可申請を行い、国土交通大臣の認可を受けるものとする。

(役員任期)

第21条 役員任期は、定款に定めるところにより、2年とする。ただし、補欠は増員による役員任期は、定款に定めるところにより、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、定款に定めるところにより、再任されることができる。

第6章 会計

(区分整理)

第22条 適正化機関は、適正化事業に係る会計帳簿等を作成し、収入及び支出を勘定科目に従い適正化事業以外の業務に係る経理と明確に区分して整理する。

第7章 情報公開

(適正化事業に関する書類等の情報公開)

第23条 適正化機関は、適正化事業に関して、次の各号に掲げる書類を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネット等を利用することによりこれを公表する。

一 定款

二 役員名簿

三 評議員名簿

四 諮問委員会の委員名簿

五 適正化事業報告書

- 六 法第43条の15第2項に定める国土交通大臣の認可を受けた負担金の額
 - 七 正味財産増減報告書
 - 八 貸借対照表
 - 九 財産目録
 - 十 収支計算書
 - 十一 事業計画書
 - 十二 収支予算書
 - 十三 諮問委員会の議事概要
 - 十四 一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程及び第26条に規定する細則
 - 十五 適正化事業諮問委員会運営規程
 - 十六 その他適正化事業に関して参考となる資料
- 2 前項のほか、適正化機関は、適正化事業の運営の透明性を確保するため、適正化事業の内容について広く社会の理解を得るよう努めるものとする。

第8章 雑則

(役員等の秘密保持義務)

- 第24条 適正化機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、適正化事業に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 前項の規定は、諮問委員会の委員に準用する。

(業務の委託)

- 第25条 適正化機関は、適正化事業に関し、適正化機関と同等の能力を持つと認められる者に対して、業務の一部を委託することができる。
- 2 適正化機関が業務の一部を委託する場合、受託者との間で業務の委託に関する契約を書面で締結するとともに、委託する業務の内容等を法第43条の14第1項に定める事業計画で定め、国土交通大臣の認可を受けるものとする。
- 3 前項に定める契約書には、次の各号に定める事項を定める。
- 一 委託する業務の内容、範囲
 - 二 委託する期間
 - 三 受託者の善管注意義務等の基本的な事項
 - 四 業務上知りえた秘密の保持に関する事項
 - 五 委託者に対する報告に関する事項
 - 六 委託契約の取消、解除に関する事項
 - 七 再委託の禁止に関する事項
- 4 適正化機関が法第43条の3第1号及び第2号に掲げる業務を委託する場合は、

適正化機関において、委託先の職員を適正化事業指導員として選任するものとする。

(細則)

第26条 代表者は、この規程に定めるもののほか、適正化事業を実施するために必要な細則を定めることができる。

2 適正化機関は、前項の細則を定めたときは、国土交通大臣に報告するものとする。細則を変更したときも同様とする。

附則

この規程は、平成29年7月31日から施行する。